

ID: 3

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市庁舎管理規則 第14条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第10号		
【根拠条文】 (許可を要する行為) 第14条 庁舎においては、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けた場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 多数集合して立ち入ること。 (2) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、又はその他これに類する行為をすること。 (3) 文書、図画その他印刷物を配付し又は散布すること。 (4) はり紙、立看板、懸垂幕、標旗、のぼり、アドバルーン等を掲示し、又は掲揚すること。 (5) 宣伝、勧誘、演説、演劇、集会等をすること。 (6) 作業又は工事をすること。 (7) 天幕、小屋掛けその他工作物を設けること。 (8) 危険物を持ち込むこと。 (9) 電気器具、ガス、その他これに類する火気を使用すること。 2 庁舎管理者は、前項の許可をするに当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日